

## 6-1. 医薬品開封後の推奨使用期限

---

### 目次

I. 概要 .....	3
II. 取扱い条件 .....	3
III. 医薬品開封後の推奨使用期限.....	3
1. 消毒剤 .....	3
2. インスリン・バイアル製剤.....	4
3. 吸入剤（保存剤含有） .....	4
4. 吸入剤（保存剤なし） .....	4
5. 点眼剤、眼軟膏剤.....	4
6. 軟膏剤（眼軟膏剤を除く）、液剤（シロップ剤等） .....	4
7. 鼻腔内 MRSA 除菌剤.....	4
8. その他使用期限の定められていない承認医薬品以外の薬品（試薬等） ..	4
資料1：医薬品および医薬部外品開封後の推奨使用期限 一覧表.....	5



## I. 概要

分割使用されている医薬品（主に消毒剤、吸入剤、インスリン・バイアル製剤、点眼剤、眼軟膏剤、軟膏剤、液剤等）の開封後の使用期限については、①開封時に微生物の混入する可能性がある、②保管条件（主に保管温度）が不明である、③どの程度の汚染により使用できないか明確に定められていない等の理由から明確な規定を設けるのは難しい。

しかし、これらの医薬品取扱いの便宜上、院内指針として下記の「II. 取扱い条件」を遵守して取り扱うことを条件に推奨される使用期限を定めることとする。「使用期限の期間内であれば、どのような条件下でも継続して使用できる」という保証を与えるものではないことに留意願いたい。

開封後の（推奨）使用期限は、医薬品のラベルまたは箱に表示されている使用期限（未開封の状態で品質を保証する期限）とは異なることに注意する。

\*ここでの医薬品は院内製剤を除く。

## II. 取扱い条件

1. 容器の注ぎ口やキャップの内側に手指などが接触した際は、その時点で廃棄とする。  
（基本的に手袋を着用し薬液を取り扱う）
2. 水のはね返りなどが混入しないように使用環境に留意する。
3. 直射日光、高温をさけて適切な温度で保管する（冷所保存のものは冷所で保管）。
4. その他、開封後の薬液中に異物の混入や異常を認めた場合は、その時点で廃棄とする。
5. 開封した日付を薬品容器に記載する。

## III. 医薬品開封後の推奨使用期限

### 1. 消毒剤

- 1) 特に製品ごとの規定がない限り、開封後3か月間とする。
- 2) 綿球に浸した消毒剤は開封後24時間とする。
- 3) 消毒用エタノール含浸綿は開封後24時間とする。
- 4) 擦式手指消毒剤は開封後1年間とする。添付文書等に規定があるものについてはそれに従う。

2. インスリン・バイアル製剤
  - 1) 冷所保存で28日とする。
3. 吸入剤（保存剤含有）
  - 1) 冷所保存で1か月とする。保存剤が入っているブロムヘキシシン塩酸塩吸入液（当院採用品：ブロムヘキシシン塩酸塩吸入液0.2%タイヨー等）、サルブタモール吸入液（当院採用品：ベネトリン吸入液0.5%等）が該当する。
4. 吸入剤（保存剤なし）
  - 1) チロキサポール吸入用（当院採用品：アレベール吸入用溶解液等）は、保存剤が入っていないため、処置薬としての薬剤部からの払出は廃止し、患者個別の処方に基づく調剤による払出とする（2012年11月20日より）。払出後は、冷所保存で開封後7日までを使用期限の目安とする。
5. 点眼剤、眼軟膏剤
  - 1) 無菌製剤であり清潔な部位に使用することから、開封後1か月で廃棄する（点眼剤については開封後冷所で保管する）。添付文書等に規定があるものについてはそれに従う。
6. 軟膏剤（眼軟膏剤を除く）、液剤（シロップ剤等）
  - 1) 開封後6か月で廃棄する。添付文書等に規定があるものについてはそれに従う。
7. 鼻腔内 MRSA 除菌剤
  - 1) ムピロシンカルシウム軟膏（当院採用品：バクトロバン鼻腔用軟膏2%）の開封後の期限は、初回クール（3日間の塗布）終了後、1週間後に培養検査陽性であった場合の再塗布のクール（3日間）までとする。
8. その他使用期限の定められていない承認医薬品以外の薬品（試薬等）

製品の箱や容器のラベルに未開封での使用期限が定められていないもの等については、開封後6か月で廃棄することを原則とする。

## 資料1：医薬品および医薬部外品開封後の推奨使用期限 一覧表

## 医薬品開封後の推奨使用期限 一覧表

医薬品	採用薬の例	開封後の推奨使用期限
消毒剤	・ポビドンヨード液10% ・クロルヘキシジングルコン酸塩 エタノール消毒液1%等	3か月
綿球に浸した消毒剤	-	24時間
消毒用エタノール含浸綿	・メディアアルコール MZ・S	24時間
擦式手指消毒剤	・手指消毒ジェル	1年間
インスリン・バイアル製剤	・ヒューマリンR等	28日* (冷所保存)
吸入剤 (保存剤含有)	・ブロムヘキシン塩酸塩吸入液 0.2%タイヨー ・ベネトリン吸入液0.5%等	1か月 (冷所保存)
吸入剤 (保存剤なし)	・アレベール吸入用溶解液	7日 (冷所保存)
点眼剤	・レボフロキサシン点眼液1.5%等	1か月 (冷所保存)
眼軟膏剤	・タリビッド眼軟膏0.3%等	1か月
軟膏剤	・白色ワセリン等	6か月
液剤 (シロップ剤等)	・単シロップ等	6か月
鼻腔内MRSA除菌剤	・バクトロバン鼻腔用軟膏2%	1週間後に陽性であった場合の再塗布まで

開封した日付を薬品容器に記載する。

添付文書等に規定があるものについてはそれに従う。

\*添付文書に記載あり

## 医薬部外品開封後の推奨使用期限 一覧表

医薬品部外品	採用薬の例	開封後の推奨使用期限
環境クロス	・除菌エタワイパー ・医療施設用セイフキープ	1か月 1か月
次亜塩素酸ナトリウム	・ピューラックス6% ・ヤクラックスD液1%等	希釈後、遮光密閉容器 で48時間

開封した日付を薬品容器に記載する。